

医療法人本間病院
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人健友会が開設する指定（予防）訪問リハビリテーション（以下「事業者」という。）
が行う訪問リハビリテーションの適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者のリハビリ技師等は、利用者の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の回復、維持を図るとともに生活の質の向上を重視した在宅療養が維持できるように支援する。
2 事業者のリハビリ技師等は、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
3 事業の実施にあたっては、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 医療法人本間病院訪問リハビリテーション
(2) 所在地 : 山形県酒田市中町3丁目5番23号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (医師) (常勤兼務)
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上 (常勤)
訪問リハビリテーション計画書に基づき、利用者の心身の機能の回復、維持に努める。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(国民の祝日(振替休日を含む)、5月20日、8月13日、12月30日から1月3日
は休業日とする。但し、長期間の連休となる場合は、事前に利用者及びその家族
並びに居宅介護支援事業所等の関係機関に周知の上、営業日とすることがある。)
(2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) リハビリテーション
- (3) 療養生活や介護方法の相談・助言

(利用料)

第7条 利用料負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、酒田市とする。

(緊急時等における対応)

第9条 指定訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、ご家族の方に連絡し必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。必要に応じて主治医に連絡を行い、指示を求めるなどの必要な措置を講ずる。

(秘密保持及び個人情報保護)

第10条 従業者は業務上知り得た利用者又はその他の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員をおき、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに県及び市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

- 2 事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) その他虐待防止のために必要な委員会の開催、指針の整備等の措置

2 事業者は、サービス提供中に養介護施設従事者等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

（記録の保存期限）

第14条 サービス提供に関する記録の保存期間はサービス提供の完結日から5年とする。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業者は、リハビリ技師等の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修

（2）継続研修

2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人健友会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成30年5月1日から施行する。

改訂 令和1年12月1日

改訂 令和5年11月1日